

令和3年度

御嵩町保育園等 入園案内



<問い合わせ先>

御嵩町役場 福祉課 児童福祉係

〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1

TEL 0574-67-2111

目次

1. 保育園・地域型保育事業所について.....	- 1 -
2. 教育・保育給付認定	- 2 -
2-1. 認定の種類	- 2 -
2-2. 保育必要量	- 2 -
2-3. 保育認定の要件.....	- 3 -
3. 入園申込み.....	- 4 -
3-1. 新年度4月の入園申込み	- 4 -
3-2. 年度途中の入園申込み	- 6 -
4. 保育料・副食費について.....	- 7 -
4-1. 0歳児～2歳児クラス	- 7 -
4-2. 3歳児～5歳児クラス	- 7 -
4-3. 納入方法	- 7 -
5. 特別保育について	- 9 -
5-1. 延長保育	- 9 -
5-2. 土曜保育	- 9 -
5-3. 休日保育	- 9 -
5-4. 病児・病後児保育	- 9 -
5-5. 障がい児保育.....	- 9 -
6. 保育園での生活	- 10 -
6-1. 慣らし保育	- 10 -
6-2. 給食.....	- 10 -
6-3. 健康・安全	- 10 -
6-4. 保育園での1日.....	- 11 -
6-5. 主な年間行事.....	- 11 -
7. よくある質問.....	- 12 -

1. 保育園・地域型保育事業所について

◇ 保育園・地域型保育事業所は、就労や出産等の家庭の事情により、家庭において十分に子どもを保育できない場合に、家庭に代わって子どもを保育するところです。

そのため、「集団生活に慣れさせたい」「友達と一緒に通いたい」「下の子の育児に専念したい」という理由では入園できません。

◇ 御嵩町は大きく4地区に分かれており、各地区に1園ずつ保育園があります。

	所在地	電話番号	定員	開所時間	土曜保育	休日保育
上之郷保育園	中切 1359-2	0574-67-2322	45	7:30～ 18:30	伏見保育園で実施	御嵩保育園で実施
御嵩保育園	御嵩 689-1	0574-67-2323	100	7:00～ 19:00	○	○
中保育園	中 1977	0574-67-2324	110	7:00～ 19:00	○	御嵩保育園で実施
伏見保育園	伏見 751-1	0574-67-2325	110	7:30～18:30	○	御嵩保育園で実施

◇ 「地域型保育事業所」は保育園よりも少人数で0歳から2歳の子どもの保育する施設です。

	所在地	電話番号	定員	開所時間	土曜保育	休日保育
りんご保育園 みたけ	上恵土 1063-2	0574-58-7710	12	7:30～18:30	姉妹園で実施	—

◇ その他、私立幼稚園が1園（みたけ幼稚園）あります。

入園等のご相談は、直接幼稚園へお問い合わせください。



2. 教育・保育給付認定

2-1. 認定の種類

- ◇ 保育園等を利用するには、「教育・保育給付認定」を申請し、保育認定（2号認定または3号認定）を受ける必要があります。

認定区分		対象者等
教育認定	1号認定	保育園の入園基準を満たさない満3歳児以上の児童
保育認定	2号認定	保育園の入園基準を満たす満3歳児以上の児童
	3号認定	保育園の入園基準を満たす満3歳児未満の児童

2-2. 保育必要量

- ◇ 保育認定の場合、次ページの「保育を必要とする事由」により、保育の必要量を「保育短時間」と「保育標準時間」に区分して認定します。

保育必要量	保育時間等
保育短時間	午前8時～午後4時の保育で対応が可能なもの（最大8時間） ※主にパートタイム就労を想定
保育標準時間	保護者の就労時間等の事情から、午前8時～午後4時を超える保育を必要とするもの（最大11時間） ※主にフルタイム就労を想定

- ◇ 0～2歳児クラスの場合、保育必要量の認定によって、保育料が変わります。
- ◇ 保育園でお子さんを保育する時間は、ご家庭で保育が出来ない時間のみです。**無条件に最長時間まで利用できるわけではありません。お仕事が終わられたら、すぐお迎えに来ていただくなどの対応をお願いいたします。**



2-3. 保育認定の要件

- ◇ 入園を希望する児童の父母が次のいずれかの事情に該当し、保育園等での保育を必要とする場合に入園申込みをすることができます。

保育を必要とする事由	認定の有効期間
保護者が 就労 している（月 64 時間以上） ※収入がないものは就労ではありません	最長で就学前まで
保護者が 妊娠中または出産後 2 か月以内	産後 8 週経過後の月末まで
保護者が 病気・怪我や、障がい を持っている	最長で就学前まで
保護者が同居親族の 介護または看護 をしている（月 64 時間以上）	最長で就学前まで
保護者が 災害復旧 にあたっている	最長で就学前まで
保護者が 求職活動中または起業準備中 である	3 か月
保護者が 就学 している（月 64 時間以上） ※職業訓練学校での訓練を含みます	通学期間中
保護者が 育児休業中 である ※育児休業の対象児童を家庭で保育するために、他の児童の保育が必要な場合（3～5 歳児クラスに限る）	育児休業中

- ◇ 在園児の保護者が年度途中で育児休業を取得する場合、3～5 歳児クラスの児童は継続して利用可能です。（**0～2 歳児クラスの児童は、産後 8 週経過後の月末で退園となります**）
- ◇ 入園後に基準に該当しなくなった場合は、年度途中であっても原則退園となります。
- ◇ 町外へ転出されると、保育園の利用は原則継続できません。ただし、継続希望がある場合はご相談ください。

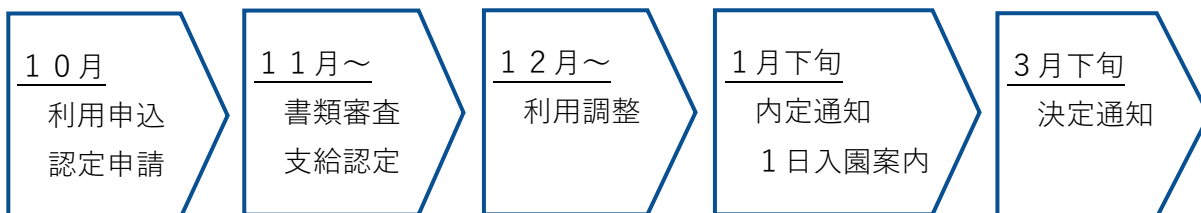
3. 入園申込み

3-1. 新年度4月の入園申込み

- ◇ 入園申込に必要な書類は、ホームページの他に役場福祉課、ぽっぽかん、町内保育園においてあります。
- ◇ 入園を希望する方は、御嵩町役場福祉課児童福祉係の窓口へ申込書類を提出してください（保育園では受付していません）。書類のチェック等を行いますので、時間に余裕をもってお越しください。

受付期間：令和2年10月12日（月）～令和2年10月30日（金）

- ◇ 受付期間内は、受付順により選考することはありません。
- ◇ 受付期間後も受付を行いますが、期間内に申込された方を優先して調整します。
- ◇ 新年度4月申込時点で御嵩町に住所がなくても、御嵩町で住む場所が決定している場合は、申込を受け付けます。ただし、この場合、入園日の前日までに必ず御嵩町に転入していただくことが条件となります。
- ◇ 必要な書類がそろっていない場合は受付できませんが、就労証明書の取得に時間を要する場合はあらかじめご相談ください。
- ◇ 手続きの流れ

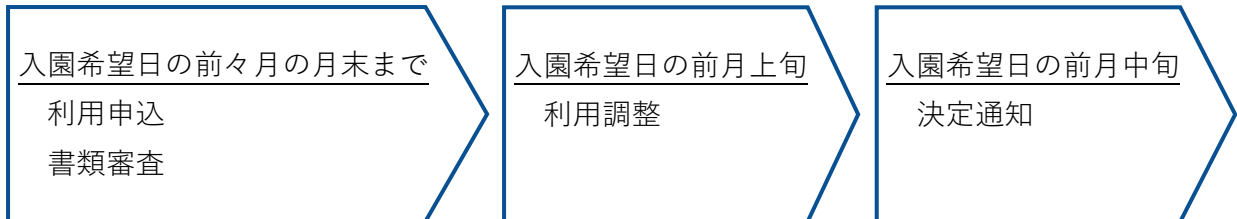


◇ 申込時に必要な書類

1 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼利用申込書	お子さま1人につき1部																				
2 マイナンバー確認書類（いずれか1つ） マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、 マイナンバーが記載された住民票の写し など	申請者のみ																				
3 身元確認書類（いずれか1つ） マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード など	申請者のみ																				
4 「保育を必要とする理由」を証明する書類（★は指定様式）	父の書類 母の書類 ※1部ずつ																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 633 552 685">事由</th> <th data-bbox="552 633 1240 685">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 685 552 837">保護者が就労している</td> <td data-bbox="552 685 1240 837">★就労証明書 ※自営業の方は、営業していることがわかる資料を添付（確定申告書、営業許可証、開業届等のコピー）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 837 552 943">保護者が妊娠中または出産後2か月以内</td> <td data-bbox="552 837 1240 943">母子手帳のコピー ※表紙と出産予定日が記載されたページ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 943 552 1048">保護者が病気・怪我である</td> <td data-bbox="552 943 1240 1048">診断書 ※保育が困難な状況、期間が記載されたもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1048 552 1113">保護者に障害がある</td> <td data-bbox="552 1048 1240 1113">身体障がい者手帳等のコピー</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1113 552 1227">保護者が同居親族の介護または看護をしている</td> <td data-bbox="552 1113 1240 1227">★介護に関する申立書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1227 552 1341">保護者が災害復旧にあたっている</td> <td data-bbox="552 1227 1240 1341">個別にご相談ください</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1341 552 1453">保護者が求職活動中または起業準備中である</td> <td data-bbox="552 1341 1240 1453">★保育所等の利用に関する申立書 ※就労したら、速やかに就労証明書を提出してください</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1453 552 1525">保護者が就学している</td> <td data-bbox="552 1453 1240 1525">在学証明書または学生証のコピー</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1525 552 1637">保護者が育児休業中である</td> <td data-bbox="552 1525 1240 1637">★就労証明書 ※育児休業期間が記載されたもの</td> </tr> </tbody> </table>	事由	内容	保護者が 就労 している	★就労証明書 ※自営業の方は、営業していることがわかる資料を添付（確定申告書、営業許可証、開業届等のコピー）	保護者が 妊娠中または出産後2か月以内	母子手帳のコピー ※表紙と出産予定日が記載されたページ	保護者が 病気・怪我 である	診断書 ※保育が困難な状況、期間が記載されたもの	保護者に 障害 がある	身体障がい者手帳等のコピー	保護者が同居親族の 介護 または 看護 をしている	★介護に関する申立書	保護者が 災害復旧 にあたっている	個別にご相談ください	保護者が 求職活動中 または 起業準備中 である	★保育所等の利用に関する申立書 ※就労したら、速やかに就労証明書を提出してください	保護者が 就学 している	在学証明書または学生証のコピー	保護者が 育児休業中 である	★就労証明書 ※育児休業期間が記載されたもの	
事由	内容																				
保護者が 就労 している	★就労証明書 ※自営業の方は、営業していることがわかる資料を添付（確定申告書、営業許可証、開業届等のコピー）																				
保護者が 妊娠中または出産後2か月以内	母子手帳のコピー ※表紙と出産予定日が記載されたページ																				
保護者が 病気・怪我 である	診断書 ※保育が困難な状況、期間が記載されたもの																				
保護者に 障害 がある	身体障がい者手帳等のコピー																				
保護者が同居親族の 介護 または 看護 をしている	★介護に関する申立書																				
保護者が 災害復旧 にあたっている	個別にご相談ください																				
保護者が 求職活動中 または 起業準備中 である	★保育所等の利用に関する申立書 ※就労したら、速やかに就労証明書を提出してください																				
保護者が 就学 している	在学証明書または学生証のコピー																				
保護者が 育児休業中 である	★就労証明書 ※育児休業期間が記載されたもの																				
<p>(転入予定であるが、申請日時点で御嵩町外に住んでいる方のみ)</p> <p>5 転入後の住所が確認できる書類 ・土地売買契約書、賃貸契約書等のコピー</p>	1部																				

3-2. 年度途中の入園申込み

- ◇ 申し込みに必要な書類は、新年度4月の申し込みの場合と変わりません。
- ◇ 申込期間は、入園希望日の前々月の月末までです。
例えば、9月1日から入園したい場合は7月1日から7月31日（土日祝は除く）の間に申し込みをしてください。必要書類がそろっていても、事前の受け付けは原則行いません。
- ◇ 手続きの流れ



4. 保育料・副食費について

4-1. 0歳児～2歳児クラス

- ◇ 保育料は、市町村民税の課税額をもとに、基準表（次ページ）により算定します。算定する際の税額には、住宅借入金等特別控除・寄附金控除などの一部控除は適用しません。なお、保育料等算定のため、市町村民税の情報及び世帯情報を閲覧します。
- ◇ 課税額については、原則として父母の課税額を足した金額により算定しますが、父母共に市町村民税所得割非課税の場合等、生計が成り立っていないと判断する場合は、同居の祖父母等の課税額を合算して決定する場合があります。
- ◇ 保育料算定の根拠となる課税年度は、4月～8月分は前年度、9月～3月は当年度となります。このため、**9月に保育料が変更になることがあります。**

4-2. 3歳児～5歳児クラス

- ◇ 令和元年10月より保育料は無償となりましたが、副食費は保護者の皆様のご負担となります。ただし、父母の課税額や世帯の子どもの数に応じて免除となる場合があります。該当者には個別に通知します。

4-3. 納入方法

- ◇ 利用する施設により、支払先・支払方法が異なります。

	上之郷保育園 伏見保育園	御嵩保育園 中保育園	りんご保育園みたけ
0～2歳児の保育料	町へ納入	町へ納入	利用施設へ納入
3～5歳児の副食費	町へ納入	利用施設へ納入	
主食費・教材費など	利用施設へ納入	利用施設へ納入	利用施設へ納入

- ◇ 町へ納入いただく場合は、毎月月末（金融機関休業日の場合は翌営業日、12月は25日）に口座振替します。あらかじめ下記の取扱金融機関で口座振替の登録を行ってください。

十六銀行・東濃信用金庫・めぐみの農業協同組合・大垣共立銀行・
三菱UFJ銀行・岐阜信用金庫・岐阜商工信用組合・ゆうちょ銀行

- ◇ 保育料等の滞納がある場合は、督促状や催告書の送付、児童手当からの特別徴収、税法の規定を準用した財産の差押えなどの滞納処分を行うことがあります。

保育料徴収基準表

令和 2 年 9 月現在

			月額保育料（円）	
			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護受給世帯等		0	0
2-1	町民税が非課税	ひとり親世帯等		
2-2		その他の世帯		
3-1	町民税の均等割のみ課税		ひとり親世帯等	6,150
3-2			その他の世帯	13,400
4-1	町民税の所得割額が 48,600 円未満		ひとり親世帯等	8,900
4-2			その他の世帯	19,300
5-1	町民税の所得割額が 48,600 円以上 72,300 円未満		ひとり親世帯等	8,900
5-2			その他の世帯	25,200
6-1	町民税の所得割額が 72,300 円以上 77,101 円未満		ひとり親世帯等	8,900
6-2			その他の世帯	30,000
7	町民税の所得割額が 77,101 円以上 97,000 円未満		29,600	
8	町民税の所得割額が 97,000 円以上 133,000 円未満		37,000	36,500
9	町民税の所得割額が 133,000 円以上 169,000 円未満		44,500	43,900
10	町民税の所得割額が 169,000 円以上 301,000 円未満		50,000	49,200
11	町民税の所得割額が 301,000 円以上 397,000 円未満		55,000	54,200
12	町民税の所得割額が 397,000 円以上		60,000	59,100

<多子軽減について>

- ◇ 階層 3-1、4-1、5-1、6-1 の方は、小学校就学前の年齢に関わらず第 2 子以降は無料です（年齢制限はありません）。
- ◇ 階層 3-2、4-2、5-2 のうち課税額 57,700 円未満の方は、小学校就学前の年齢に関わらず第 2 子半額、第 3 子以降は無料です（年齢制限はありません）。
- ◇ 階層 5-2 のうち課税額 57,700 円以上、6-2、7 の方は、小学校就学前の年齢のお子さんの範囲内で、第 2 子半額です。
なお、満 18 歳未満の兄弟を対象として第 3 子以降である場合、年齢に関わらず無料です。
- ◇ 階層 8～12 の方は、小学校就学前の年齢のお子さんの範囲内で、第 2 子半額、第 3 子以降は無料です。

5. 特別保育について

5-1. 延長保育

- ◇ 保育短時間認定の方が「午前8時～午後4時」を超えて保育を希望される場合は、最低限必要な時間のみ延長保育を行います。延長保育は、各保育園の開所時間の範囲内で行います。別途、延長保育料（50円／30分）が必要です。

5-2. 土曜保育

- ◇ 保護者全員の就労等で土曜日に児童の保育をする必要がある場合には、中保育園・御嵩保育園・伏見保育園で保育することができます。（**事前に申請が必要です。**）

5-3. 休日保育

- ◇ 保護者全員の就労等で休日に児童の保育をする必要がある場合には、御嵩保育園で保育することができます。ただし、同じ週に振替休日をとることを条件としています。（**事前に申請が必要です。**）

5-4. 病児・病後児保育

- ◇ お子さんが病気または病気の回復期で、かつ保護者が仕事の都合等で保育できない場合に、病児保育を実施する施設（可児市・八百津町）で預かることができます。施設により利用方法が異なりますので、利用前に確認してください。
- ◇ りんご保育園みたけを利用しているお子様については、施設に常駐する看護師が微熱などの体調不良時に保健的対応を実施します。

5-5. 障がい児保育

- ◇ 心身に障がいを持つお子さんが健やかに成長し、発達することを目的に、関係機関と連携して保育を行います。**申込書類提出の際には、必ずその旨を申し出てください。**



6. 保育園での生活

6-1. 慣らし保育

- ◇ 新しく入園する園児には、保育園の生活に慣れてもらうために短い利用時間から始めます。おおむね1週間程度実施しますので、ご協力をお願いいたします。なお、園児の状況等により、慣らし保育期間を変更する場合があります。

6-2. 給食

- ◇ 保育園の給食は、乳幼児の心身の発達、健康の保持、増進と望ましい食生活習慣の形成を図ることを目的としています。

0～2歳児クラス・・・主食・副食
午前・午後の牛乳とおやつ

3～5歳児クラス・・・主食・副食
午後のおやつ

- ◇ 食物アレルギーがあるお子さんには、お子さんのアレルギーの種類や状態に即した食事の提供を行っていますので、年1回**医師の診断書の提出**をお願いしています。なお、献立等によってお弁当をお願いすることもあります。

6-3. 健康・安全

- ◇ 保育園、嘱託医、家庭の三者が子どもの健康状態や病気の予防、健康な体づくりをすすめ、健康管理に努めています。
- ◇ 毎月さまざまな形で「いのちを守る訓練」を行い、消防署・警察署など関係機関と連携し、安全に関する基本的な知識が身に付くよう指導しています。
- ◇ 万が一のケガ等に備え、日本スポーツ振興センター災害共済制度に加入します。入園後、同意書と保護者負担額210円（年額）の提出をお願いしています。



6-4. 保育園での1日

< 0歳児～2歳児クラス >

8:00	9:30	10:00	11:30	13:00	15:00	16:00
登園 朝の視診	集団総合活動	午前のおやつ 総合活動	給食	午睡	3時のおやつ	個別視診 降園

< 3歳児～5歳児クラス >

8:00	9:30	10:00	11:30	13:00	15:00	16:00
登園 朝の視診	集団総合活動	朝の活動 総合活動	給食	総合活動	3時のおやつ	個別視診 降園

※3歳児～5歳児クラスも、夏の間は午睡があります。

6-5. 主な年間行事

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
入園式	親子バス遠足	保育参観	夕涼み会	プール遊び	運動会	秋の遠足	祖父母参観	生活発表会 クリスマス会	造形展	節分	お別れ遠足 卒園式

◇ 毎月の行事：誕生日会、いのちを守る訓練、交通安全指導

◇ 隔月の行事：発育測定

◇ その他の行事：英語とともだち、お茶の会（年長児）、リトミック、体操教室など

※年度や保育園により、行事内容や開催時期は異なります。

7. よくある質問

Q1. 希望する保育園に必ず入園できますか？

A1. 特定の保育園や特定の年齢に申込みが集中したり、募集枠が元々少なかったりなどの理由から希望する保育園に入園できない場合もあります。

Q2. 育児休業中ですが、保育園を申し込みますか？

A2. 育児休業はお子さんの育児の為の休業である為、育児休業中の申し込みは原則できません。ただし、新年度4月に復帰する場合は「3-1. 新年度4月の入園申込み」に記載されている受付期間に入園申込みができます。

その他の時期は、「3-2. 年度途中の入園申込み」に記載されているとおり、育児休業復帰する（＝入園を希望する）2か月前から入園申込みができます。



Q3. 今は働いていないのですが、申込みできますか？

A3. 就労予定（求職活動）の場合も申込みできますが、入園日から3か月経過後の月末までに就労し、変更手続きをしないと退園となります。

また、入園希望者が多い場合、入園の優先順位はすでに働いている方よりも下位になる可能性が高くなります。

Q4. 入園の優先順位はありますか？

A4. 町が定める優先利用の基準をもとに決定します。

主に、次の場合が優先基準に該当します。

- ①母子・父子家庭の世帯に属する児童
- ②生活保護世帯に属する児童
- ③生計中心者の失業等で、就労の必要性が高い世帯に属する児童
- ④虐待やDVのおそれがある世帯に属する児童
- ⑤障がい児保育を必要とする児童
- ⑥兄弟姉妹が入園している保育園と同一の保育園を希望する場合
- ⑦育児休業明けで、就労の必要性が高い場合

なお、点数化して同条件の場合は抽選となります。

Q5. きょうだいで同じ保育園に通えますか？

- A5. 年齢や申込み数によって、別の保育園になることがあります。
特に、3歳未満児の利用枠は少ないため、別の保育園に通っていただいている方がいらっしゃるのが現状です。

Q6. 御嵩町外の保育園に通うことはできますか？

- A6. 御嵩町の保育園を利用していただくことが原則です。
受入基準や状況は、ご希望の保育園が所在する市町村により異なり、またご希望の保育園が所在する市町村のお子さんが優先となります。
御嵩町外の保育園の場合も、申し込みは御嵩町で行っていただきますので、一度ご相談ください。

Q7. 保育料以外に支払いが必要なものはありますか？

- A7. 教材（絵本）代：1か月400円程度（実費）
主食費：1日40円
副食費：1か月4500円（3歳以上児のみ）
共済掛金の保護者負担金：1年210円



また、入園時には園児服等を購入していただきます。保育園より案内があったときに支払いをお願いします。

給食主食代の徴収について、金額を変更する可能性があります。ご了承ください。

Q8. 保育園を欠席しても保育料は必要ですか？

- A8. 保育料は月額です。入園後は、退園しない限り出欠に関わらず保育料はかかります。警報発令等の休園等でも減額されません。
ただし、月途中に入園・退園する場合は、日割り計算を行います。

Q9. （転職、退職、病気などで）保育を必要とする理由が変わりましたが、何か手続きは必要ですか？

- A9. 変更の手続きが必要ですので、役場福祉課か保育園へお知らせください。変更後の「家庭で保育できないことを証明する書類」を提出・申請していただきます。
なお、保育料が変更となる場合があります。

Q10. (単身赴任・離婚・再婚などで)同居の家族の状況が変わりましたが、何か手続きは必要ですか？

A10. 変更の手続きが必要ですので、役場福祉課か保育園へお知らせください。
なお、保育料や副食費が変更となる場合があります。

Q11. 御嵩町外へ引っ越すことになりましたが、どうすればいいですか？

A11. 御嵩町外へ転出すると、原則御嵩町の保育園は退園となります。継続して利用したい場合は一度ご相談ください。

Q12. 退園したい時はどうすればよいですか？

A12. 退園の手続きが必要ですので、役場福祉課か保育園へお知らせください。
なお、月途中で退園する場合、保育料・副食費は日割り計算を行います。

Q13. 第1子が保育園に通っています。第2子出産で育児休業を取得した場合、第1子は退園になりますか？

A13. 第1子が0～2歳児クラスの場合は、産後8週経過後の月末で退園となります。
3～5歳児クラスに在園中で、児童の発達上継続して通園することが適切と考えられる場合は、継続して可能です。

Q14. 転園できますか？

A14. 転園は原則年度単位で行います。新入園児とあわせて利用調整を行います。
保育園を通じて秋頃に希望調査を行いますが、転園できない場合もあります。

Q15. 仕事が終わった後、買い物をしてから迎えに行ってもよいですか？

A15. 保育園でお子さんを保育する時間は、ご家庭で保育が出来ない時間のみです。
仕事が終わりましたら、すぐお迎えに来ていただくなどの対応をお願いします。



記載例

別記様式第2号

(表面)

令和2年〇〇月〇〇日

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼利用申込書

御嵩町長 宛

次のとおり申請・申込みします。なお、申請・申込みに当たっては、次のことに同意します。

- ・子どもの同居の家族の市町村民税の情報及び世帯情報を閲覧すること。
- ・健康状態や発達等の確認のため、必要に応じ保育所、保健センター、ことばの教室等関係機関が所有する情報を共有することがあること。

申請者（保護者氏名） 御嵩 太朗

印

申請・申込みに係る子ども	氏名	生年月日	性別	個人番号
	(ふりがな) みたけ じろう 御嵩 二郎	平成27年11月11日	男・女	1234 5678 9000
	障害者手帳・療育手帳の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	特別児童扶養手当受給の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
	発達や慢性的な病気により 受診・相談している医療機関	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (病名・症状等 (医療機関名	病気、アレルギーなどに関する情報は、 出来る限り詳しくに記入してください。	
	アレルギー	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (小麦、乳		
その他保育する上で特に注意してほしいこと等	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (
保護者住所・連絡先	(住所) 御嵩町御嵩1239番地1 (連絡先) 090-1111-1111 (父) 090-2222-2222 (母) 0574-67-2111 (自宅)			連絡先はあるだけ記載してください。
保育の希望の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 保護者の就労等の理由により、保育所等の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む。)	無 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く。)		

・「保育所等」とは、保育所、認定子ども園(保育部分)、小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育、企業主導型保育をいいます(以下同じ。)

・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定子ども園(教育部分)をいいます。

「有」を○で囲んだ場合は①～③に、「無」を○で囲んだ場合は①及び②に必要事項を記入してください。

①同居の家族の状況

区分	氏名	続柄	生年月日	性別	個人番号	職業 学校名等	障害者手帳 等の有無
子どもの同居の家族	御嵩 太朗	父	昭和60年1月1日	<input checked="" type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	2345 6789 1000	会社員	有・ <input type="checkbox"/> 無
	御嵩 花子	母	昭和61年2月2日	男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女	3456 7891 2000	公務員	有・ <input type="checkbox"/> 無
	御嵩 一郎	兄	平成22年3月3日	<input checked="" type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	4567 8912 3000	御嵩小学校	有・ <input type="checkbox"/> 無
	御嵩 春子	祖母	昭和30年4月4日	男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女	5678 9123 4000	パート	有・ <input type="checkbox"/> 無
				年 月 日	男・女		無・有
			年 月 日	男・女		無・有	
生活保護の適用の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (年 月 日 保護開始)					

(裏面)

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用希望期間	令和3年4月1日 から		<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前 まで
			<input type="checkbox"/> 年 月 日 まで
利用を希望する施設（事業者）名	施設（事業者）名		希望理由
	第1希望	〇〇保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅付近 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 延長休日 <input type="checkbox"/>
	第2希望	△△保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅付近 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 延長休日 <input type="checkbox"/>
	第3希望	□□保育園	<input type="checkbox"/> 自宅付近 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 延長休日 <input type="checkbox"/> その他（ ）

第3希望までご記入ください。
ご記入がない場合は、希望する園
に利用調整できなかった場合に、
希望園を記入されている方を優
先して利用調整します。

③保育を必要とする理由等（保育所等を希望する場合のみ記入）

	続柄	必要とする理由
保育を必要とする理由	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ） (具体的な状況：勤務先、就労時間や疾病の状況等) (株) 御嵩〇〇 9:00-18:00
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ） (具体的な状況：勤務先、就労時間や疾病の状況等) (株) △△みたけ 9:00-16:30
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭（児童扶養手当受給 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有） <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外の家庭	
希望する利用時間	利用曜日	保育必要量
	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日・祝	<input type="checkbox"/> 保育短時間（8時～16時） <input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間（就労状況等により上記以上の保育が必要） (希望時間 8:00 ~ 17:00)

希望時間＝利用時間にはなりません。保育を必要とする理由（就労証明等）に基づき判断いたします。
祖父母等にお迎えの協力が得られる場合は、保育を必要とする理由（就労証明等）よりも短い時間を
記入して、欄外等に「～による迎えが可能」などと記載してください。

*市町村記

受付年月日	年 月 日		
	認定の可否	認定者番号	認定区分等
可			3号
可			日
(日
備	考		

市町村記載欄は記載不要です。

手続きは各金融機関にて行ってください

別記様式第1号(第5条関係)

(金融機関用)

御嵩町収納金等 口座振替依頼書兼変更届書
自動払込利用申込書兼廃止届書

取扱金融機関 御中

年 月 日 届出

区分	利用	<input checked="" type="checkbox"/> 新規依頼	口座名義人	住所	〒505- 住所は「可児郡」から 0000-0000	※銀行等 金融機関に届出している内容を記入してください。金融機関が把握している住所と違う住所等を記入すると、手続きができません。
		<input type="checkbox"/> 内容変更		フリガナ	ミタケ タロウ	
	廃止	<input type="checkbox"/> 解約		氏名	御嵩 太郎	

銀行等	店名	種別	口座番号						※この欄は金融機関で記入します。 金融機関コード 支店コード						
御嵩 銀行 信用金庫 農協 信用組合	御嵩 本店 支店	普通 2 当座 3 納税	0	0	0	0	0	0	0						
ゆうちょ 銀行	種目コード	契約種別コード	通 帳 記 号						通帳番号(右づめで記入して下さい。)						
	166 利用	下記の申込コード	1	0	0	0	0	の	0	0	0	0	0	0	0
176 廃止															
払込開始年月		年 月	払 込 先			払 込 先									
払込日		御嵩町の指定する日	口 座 番 号			加 入 者 名									

下記納税(付)義務者が御嵩町に納付すべき収納金等を、私名義の上記預(貯)金口座から、口座振替(自動払込)の方法により納付したいので、下記約定を確認のうえ依頼します。
なお、私以外の納税(付)義務者の収納金等の場合は、その者の同意を得ています。

銀行等契約種別コード	01	03	04	05	19	12	16	08	71	72	
ゆうちょ銀行契約種別コード	35	35	35	35	30	30	30	22	28	28	
納税(付)義務者	町	固	軽	国	保	町	下	水	介	後	
	県	定	自	民	育	営	水	道	護	期	
民	資	動	健	保	住	道	道	道	保	高	
税	産	車	康	險	宅	受	道	道	険	齡	
税	税	税	保	料	家	益	道	道	料	者	
	税	税	料	料	賃	者	道	道	料	医	
	料	料	料	料	料	負	道	道	料	療	
	目	目	目	目	目	担	道	道	目	保	
	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	
	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	
	期	期	期	期	期	期	年	分	期	期	
	別	別	別	別	別	別	払	割	別	別	
	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	
フリガナ	ミタケ	タロウ									
	御嵩	太郎			○						
申込書の「申請者」の名前を記入してください。											
フリガナ											

※希望する税(料)目等に○印をお付けください。

約定

- 1 領収書は、預(貯)金通帳により省略されて差し支えないこと。
- 2 預(貯)金の支払手続きについては、当座勘定約定又は預(貯)金規定にかかわらず、当座小切手の振出し又は預(貯)金通帳及び預(貯)金払戻し請求書の提出などしないこと。
- 3 納付書等を指定の金融機関に送達されることと指定預(貯)金口座の残高が振替日において納付書等の金額に満たないときは、納付書等を返却されても異議ないこと。
- 4 上記納税(付)義務者に係る過誤納金の払込について、上記口座への振込みを承諾すること。
- 5 既に依頼済みの場合は、この依頼書の提出と同時にこの依頼書による事務処理を行われても異議ないこと。
- 6 全納を依頼した場合で引落しができなかったときは、次の納期からは各期ごとに引落しされても異議ないこと。

◎取扱いできる金融機関

・次の金融機関の本店及び支店

金融機関 受付欄	
-------------	--

受付局日付印